

第1回岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会議事録

1 開会の日時及び場所

平成30年4月12日（木） 午後2時15分

岡崎市福祉会館3階303号室

2 出席委員

竹中 秀彦 熊谷 雅夫 小原 淳 加賀 時男 山田 美佐子

柴田 泰文 三浦 博幸 小野塚 和子 田中 浩之

3 欠席委員

木全 和巳 古田 学

4 出席事務局職員

障がい福祉課長 小河 敬臣 同係長 石井 順子

同主査 上野 麻里恵

5 議事の要領

事務局 開会

障がい福祉課長 挨拶

委員紹介 障がい者福祉専門分科会委員名簿により紹介

事務局 委員の皆様、3年間よろしくお願ひいたします。なお本日は、木全委員、古田委員の2名の委員様が欠席されております。委員11名中9名出席ということで、過半数に達しておりますので、この分科会の審議については有効になります。

議事に入ります前に、議事録署名者2名の選出について、お諮りします。事務局一任でご異議ございませんか。

委員 異議なし

事務局 それでは、熊谷委員と小原委員にお願いします。

事務局 それでは、議事を進めさせていただきます。

(1) 会長・副会長の選出についてでございますが、まず、会長の選出につきまして、互選でということになってはいますが、事務局案を発表させていただきます、委員の皆様承認による方法で決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 異議なし

事務局 それでは、事務局案を発表します。本日欠席であります、木全委員に会長をお願いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

委員 異議なし

事務局 それでは、木全委員に会長をお願いすることといたします。

次に、副会長の選任につきましては、岡崎市社会福祉審議会運営規程第5条により、会長が指名をすることとなっておりますので、木全会長に連絡を取りまして、副会長の指名をお願いすることといたします。皆様には、次の分科会開催の際、御報告いたします。

次第に従いまして、(2)「第4次岡崎市障がい者基本計画(中間見直し)、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画について」ですが、冊子が出来上がりましたので、皆様にお配りさせていただきました。、目を通していただきまして、お気づきの点がありましたら障がい福祉課までご連絡をお願いいたします。3年間この計画を進めていきたい。

事務局 その他、委員の皆様でご意見等ありますか。

山田委員 少し皆さんに知っていただきたいこととして、話します。私は、手をつなぐ育成会という知的障がいの親の会、全国組織です。先日、県の育成会の会議であった事例報告です。安室奈美恵のコンサートのチケットが取れて、行きました。今のコンサートは、入るときに身分証明書とチケットを出す、この事例のお子さんが療育手帳を出したら、これは身分証明書にあたらぬと言われた。知的の人は、顔つきの身分証明書と言われると療育手帳を出す、これは本人確認の証明書とならぬと拒否された。押し問答になり、スタッフから、あまりぐずぐず言うと警察を呼びますと言われ、引き下がった。これは、田原の事例で、相談員に相談し、残り少な

いどこかでのコンサートのチケットを確保するような動きをしているそうである。昨日、岡崎市の育成会の会議で、この事例の話をしたら、役員の中にも同じ経験をした人がいて、2年前に嵐のコンサートに行ったら、ダウンの娘さんが療育手帳を出したら、それは本人確認にならないと拒否をされた。そのときは、母親が食い下がって、そこのスタッフは、マニュアルでやっているのだから、その人たちが悪いわけではないと思うが、その時は、担当者が内緒で入れてくれたそうですが、それは、その人の判断であって、それを上の人に相談したら、脚下になると思う。そうすると、知的障がいの方が本人確認がない。知的障がいのため却下されたのかどうかかわからないが、差別解消法ができたとはいえ、いろいろなところで、普通の生活ができない。

加賀委員 写真がついているのか。

山田委員 写真がついていますが、身体障がいの手帳や精神の手帳は全国統一ですが、療育に関しては、各県ごとに手帳の名前が違ったりする。我々の啓発活動として、皆さんに知っていただくことからと思い、いろいろなところで話している。こういう差別があることを皆さん知らないのだから、知っていただくことからかなと思い、お伝えしたいと思った。そういう機関では、全国規模の同じ手帳名であれば、認めているかもしれないが、療育の手帳については、規定上認めていない。法律上は認められることになっているらしいが、世間一般の人の認知が少ない。知的の手帳について。それを持っていないがために、普通の生活ができない。というところは、差別なのではないかと思う。どのような動きをしたら、改善されるのかなと思う。何かお知恵があればと思います。

加賀委員 手がない障がい者でも、認めてもらえなくて、手帳を見せると障がい者と認めてくれる人もいる。

山田委員 コンサートは、お金を出してチケットを買ったのだから、誰でも行ける権利があるはずであるが、身分証がないということで拒否をされる。療育手帳自体が身分証とならない。

竹中委員 精神の場合は、写真を貼らなくてもいいという選択ができるが、顔写

真がないものは、身分証明証とならない。法律で定められて、都道府県が交付することになっているのだから、主催者団体に顔写真もあって、なぜ身分証明書とならないか文書で問い合わせをしたらどうか。

山田委員 主催団体は、催し毎なので、全国的に認められるような方法がよい。

竹中委員 まずは、コンサートの主催者側になぜ認められなかったか確認することが先ではないか。

山田委員 田原の相談員が動いているようです。

竹中委員 日本障害者協会とか全国の親の会から、中央に働きかけてはどうか。事務局長の藤井さんとか厚労省とか。

山田会長 免許も取れないので、海外旅行に行かなくてもパスポートをとっておくべきなのか。パスポートは多分いいでしょう。

小原委員 療育手帳法にも問題がある。都道府県ごとである。療育手帳が取れなかったときに、再申請する場合も都道府県ごとで違う。取れなかった時の不服申し立てができる県とできない県がある。療育手帳の手続きは、都道府県によってバラバラである。そこを統一しておかないと、療育手帳を交付する側として療育手帳を身分証明書として認めてくれという場合、手続きの方法も名前も違うしとか言われると、強く言うことができない。こちらの体制を整えないといけないと思う。

山田委員 知的の人たちの身分証明書は何がよいと思いますか。

小原委員 難しいですね。身分証明を顔写真付きでということになると、例えば知的の人たち以外でも、こどもって顔写真付きの身分証明書ってないですよ。コンサートとか、急激に出てきたいろいろな犯罪に対して、このような対策を取らざるを得ないが、そこでの本人確認をどのようにするか決まりきれていないところがあると思う。通常で言えば、保険証で、こどもなどは顔写真がなくても身分証明書になるわけだから、本来はそういうものでよいと思う。しかし、現状で顔写真付きということになると、パスポートしかないと思うが、パスポートも身分証明には本当はならない。住所が書かれていない。裏側の住所を書く欄に自筆で住所を書いてないと、身分証明にならない。海外に出るためにはよいが、国内で使う身分証明書と

しては、情報が足りない。

加賀委員 どこに訴えるのがよいか。

山田委員 訴えるというか、皆さんに知ってもらいたい。療育手帳の存在を世間の人は知らない人が多いと思う。

三浦委員 大人でも、子供のころの写真のままの人もあるが、大人になると写真を変えるのか。

山田委員 二十歳のときに更新するが、それ以降は、変更がなければ、そのままです。

竹中委員 そうでなければ、5年で更新ですよ。その時に写真も変えますよね。

小原委員 市のほうから言わせると身分証明とマイナンバーカードですね。

事務局 療育手帳の他に、保険証などもう一つ他に持っていければ、身分証明となるかもしれません。

山田委員 それも問題だと思うのですが、世の中に療育手帳の存在が知られていないとか、小野塚委員と一緒に他の学生さんがいる委員会に出ているのですが、学生が最初の時に、「知らないことは、ないことと一緒に」だから知っていきたい。知らない人にとっては、世の中に存在しないことと一緒にになってしまうので、知的の人を知らない人たちからすれば、そういう人がいることが認識されていないので、いろいろなことを知っていただくことが大事だと思う。いろいろなところで話していかなければいけないと思っています。

事務局 ありがとうございました。

閉会

5 閉会の日時

平成30年4月12日（木） 午後2時45分